

令和6年度栃木県主任介護支援専門員研修実施要領

1 目的

栃木県介護支援専門員資質向上事業に基づき、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。

2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県介護支援専門員資質向上事業指定研修実施機関）

3 実施方法

Vimeo 及び Zoom を利用してオンラインで実施します。

4 研修課程

研修時間 70 時間

5 研修日程

日程：令和6年11月27日（水）～令和7年2月18日（火）

詳細は、別添『令和6年度主任介護支援専門員研修日程表』を確認してください。

6 受講対象者

介護支援専門員の登録が栃木県にあり、介護支援専門員証の有効期限が本研修終了日までに満了せず、その実務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、居宅サービス計画等を提出することにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる方のうち、次の①～⑤の要件にすべて該当することが必要です。

①現に介護支援専門員としての実務に従事している

②介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了した、又は実務経験者に対する更新研修を修了した

※現在保有する介護支援専門員証を再研修または更新研修（実務未経験者）の受講にて取得された方は、改めて介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了が必要です。

③介護支援専門員としての経験又は所属について次のア～ウのいずれかに該当している（※実務に従事した期間は、令和6年8月31日時点で換算すること）

ア 専任（常勤かつ専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上ある。

※専任（常勤かつ専従）とは、指定申請書における勤務形態一覧表にて勤務形態が「A」であることを指します。ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとします。

（居宅介護支援事業所以外の事業所・施設の管理者（小規模多機能型居宅介護の管理者含む）や、他の職種（生活相談員・看護師等）との兼務期間は算定できません。）

※地域包括支援センターにおいて、保健師（看護師）・社会福祉士として配置されている場合は、実務に従事した期間として算定できません。

イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤かつ専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上ある。

※居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとします。

ウ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている。

④研修の全日程かつ全科目に参加できる

⑤主任介護支援専門員の登録について次のア～ウのいずれかに該当している

- ア 都道府県の主任介護支援専門員資格登録簿への登録がなく、新たに主任介護支援専門員の登録を受けようとしている
- イ 過去に主任介護支援専門員の登録をしており、すでにその有効期限が満了している
- ウ 現在、主任介護支援専門員の登録をしており、その有効期限が本研修修了日までに満了する

7 定員
80名

8 受講に当たって

(1) 受講に当たっては以下の①～④すべてが必要です。

①カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットがあること。

※スマートフォンでの受講はできません。

※グループワークを実施するため、受講者1名につき1台のパソコン又はタブレットを用意してください。

②受講するパソコン又はタブレットで確認できるメールアドレスがあること。

③インターネット環境（有線LAN又はWi-Fi環境）があること。

④課題及び事前に配布される研修資料をプリントアウトできること。

(2) 本研修は、Vimeoでの講義（座学）及びZoomを利用した演習を行います。

(3) インターネット環境によっては多額の通信料が発生する恐れがありますので、自身の通信契約を確認してください。

(4) 連絡はEメールで行います。事務局からのメールが受信できるよう「tochi-fuku.com」のドメインを受信許可してください。なお、事務局では、各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問は受けできません。

※別紙「オンライン研修受講上の注意事項について」を必ず読んでください。

◆パソコン等に必要な推奨動作環境

パソコン (OS)	通信環境	ソフトウェア	ハードウェア
Windows10以降 macOSX と macOS10.9 以降	・2.0Mbps以上の通信速度 ・通信無制限のWi-Fi (無線LAN)環境	・Microsoft Excel ・Microsoft Word ・PDFファイル閲覧ソフト (Adobe Acrobat DC等)	・パソコン用カメラ ・パソコン用マイク ※Zoomで支障なく動作するもの
タブレット			
iOS8.0以降 iPadOS13以降 Android5.0x以降			

9 事例審査について

実践事例の提出により、自立支援に資するケアマネジメントができているか下記の書類により審査します。現在自身が担当している事例を提出してください。他の担当者の事例や架空の事例の提出があった場合は、審査いたしません。また、研修の受講及び修了証明書の交付を取り消します。

審査により、自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められない場合は受講できません。なお、事例の再提出による再審査は行いません。また、審査内容等に関する照会には一切応じられません。

①事例様式1 課題分析のための情報収集シート

②事例様式2 ICFシート

③事例様式3 課題分析シート

④事例様式4 居宅（施設）サービス計画書1～3表 又は 介護予防サービス・支援計画書

⑤事例様式5 事例提出のまとめ

※「④事例様式4」については、勤務先が地域包括支援センターの方は「介護予防サービス・支援計画書」を、勤務先が地域包括支援センター以外の方は「居宅（施設）サービス計画書1～3表」を提出してください。

10 申込手続

(1) 提出方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は直接持参してください。

(2) 申込期間

令和6年9月17日(火)～10月1日(火) 17時 必着

※期間外の申込みは一切受け付けません。

(3) 提出書類

①様式1 令和6年度主任介護支援専門員研修受講申込書

②様式2 推薦書

③様式3 実務従事期間証明書 または 令和元年度以降の受講可否決定通知書(写し)

④様式4 主任介護支援専門員研修受講申込用提出事例

⑤受講要件に該当する研修の修了書のコピー

※「③様式3 実務従事期間証明書」について

専任(常勤かつ専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上あると
の受講要件を満たすとして過去に栃木県主任介護支援専門員研修に申込み、令和元年度以降の受講可否
決定の通知(写し)を提出できる方に限っては、令和元年度以降の受講可否決定の通知(写し)を「③
様式3 実務従事期間証明書」に代えることができます。

(4) 提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森2階

とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

11 受講決定

書類審査等により受講決定を行い、11月中旬に受講可否決定の通知を送付します。

申込みが定員を大幅に超える場合には、事例審査及び受講申込書等の記載事項を基に受講調整を行います。

また、1施設・事業所あたりの受講者数を調整する場合があります。

12 受講料

49,000円

受講料の納入方法は、受講決定通知書にて連絡します。なお、研修実施機関にて定めた納入期限以降は、
いかなる理由においても、一切返金しません。

13 研修修了者の認定方法

全課程を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出した方に修了証明書を交付します。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しません。また、受講態度が不適切であると判断
された場合は、研修の修了は認めません。

※翌年度以降に受講を希望する場合には、改めて受講申込みにより書類審査を行います。

14 指定テキストについて

研修では、「新版 介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員研修(中央法規出版)」を使用し
ます。テキストの購入については、受講決定通知書にて案内しますので、各自で準備してください。

15 オンライン研修受講上の注意事項について

別紙『オンライン研修受講上の注意事項について』を確認してください。

16 特定一般教育訓練給付制度について

本研修は、令和6年10月1日から「特定一般教育訓練給付制度」の指定講座となりました。一定の条件
を満たした方は、受講者本人が支払った研修受講料の一部がハローワークから支給されます。支給には、研
修受講前に手続きが必要です。詳細は厚生労働省のホームページを確認いただくか、最寄りのハローワーク

に問い合わせてください。

主任介護支援専門員研修（指定番号：0922002-2420033-0）

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

17 その他

- （1）申込書等提出書類に関して、虚偽の記載があった場合は、受講及び修了を取り消します。
- （2）身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に相談してください。
- （3）研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。
- （4）この研修は、介護支援専門員証の更新に係る研修ではありません。介護支援専門員証の更新については、専門研修又は更新研修の受講後、別途栃木県宛てに手続きが必要です。

18 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 生きがい健康部 生きがいづくり課
電話 028-600-3180 （研修当日緊急連絡先 080-5670-7847）

問合せ時間 8：30～17：30（土日祝日を除く）

URL <https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

（上記ホームページアドレス「お問合せ」よりフォームも利用できます）



令和6年度主任介護支援専門員研修 日程表

1. オリエンテーション

Vimeoによる動画配信期間 **11月27日（水）～11月29日（金）**

2. Zoom操作研修（参加は任意です）

日時：**1回目 12月4日（水）11：30～12：00**
2回目 12月5日（木）16：00～16：30 } 2回とも同じ内容です

3. 受講日程

① Vimeoによる講義動画配信期間 **12月3日（火）～2月18日（火）**

※講義動画の配信期間延長は、いかなる理由があっても行いません

※演習参加前に、必ず対象科目の講義動画の視聴を終了してください

② 演習はZoomにてリアルタイムに実施します

	科 目	① 動画時間数(Vimeo)	② 演習日時(Zoom)
	主任介護支援専門員の役割と視点	講義3時間	講義動画のみ 演習はありません
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義2時間	
	終末期ケアを含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	講義3時間	
	人材育成及び業務管理	講義1.5時間	
	運営管理におけるリスクマネジメント	講義2時間	
1 日 目	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	講義2.5時間	12月10日（火）12：30-16：30
2 日 目	地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	講義2時間	12月20日（金）12：30-16：30
3 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）①	講義2時間	1月15日（水）9：30-16：30
4 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）②	—	1月21日（火）9：30-16：30
5 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）③	—	1月22日（水）9：30-16：30
6 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①	講義2時間	2月4日（火）9：30-16：30
7 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開②	—	2月5日（水）9：30-16：30
8 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開③	—	2月17日（月）9：30-16：30
9 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開④	—	2月18日（火）9：30-16：30
	修了式	—	2月18日（火）16：30-16：45

※全科目を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出することが修了の要件となります。

オンライン研修受講上の注意事項について

オンラインでの研修受講に当たっては、次の事項を必ず確認してください。

1. Vimeo 及び Zoom (※) の利用について
 - ・本研修では、Vimeo での講義（座学）及び Zoom を利用した演習を行います。
 - ※Vimeo の名称及びロゴは、Vimeo. com, Inc. の商標または登録商標です。
 - ※Zoom の名称及びロゴは、Zoom Video Communications, Inc. の商標または登録商標です。
2. 講義動画等の取扱いについて
 - ・Vimeo 及び Zoom 配信された講義動画等を、撮影（スクリーンショットを含む）・録画・録音は禁止です。また、SNS やインターネット等への流出等も禁止です（録画配信は、違法行為になります）。これらの行為が確認された場合、受講決定及び研修の修了を取消すことがあります。
3. Vimeo の講義動画視聴について
 - ・必ず期間内に視聴し、確認テスト（別途配布）を行ってください。
 - ・受講期間中は、Vimeo 講義動画を繰り返し視聴できます。
 - ・講義動画の配信期間の延長はいかなる理由があっても認めません。定められた期間内に視聴を終えなければ、演習を受講しても研修は修了できません。
 - ・講義動画は全て視聴してください。全視聴せず早送りする等の不正や他受講者への妨げになる行為が認められた場合には、受講の中断や配信停止を行うことがあります。
4. 個人情報等の取扱いについて
 - ・受講者本人や利用者等の個人情報がオンライン上に流出したことによりトラブルが生じた場合、当協会では責任を負いかねます。個人情報等は自身で適切に管理してください（個人情報保護法遵守）。
5. オンライン研修を受講する際の通信料について
 - ・通信料は受講者負担になります。
 - ・オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、栃木県及び当協会は一切対応いたしません。
6. セキュリティやマナーについて
 - ・受講者の変更や演習参加用 URL 及びパスワードを第三者に提供することは禁止です。また、講師及び研修参加者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害してはいけません。